

発行所

株式会社 F.P.シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 役員報酬の変更

Q: 役員に支払う報酬の額を変更したいのですが、どのような手続きが必要でしょうか。

A: 定時株主総会で報酬総額の限度変更をしておき、取締役会で各役員ごとの額を変更することになります。

### 【解説】

一般的には会社の定款で、「取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める」とされ、株主総会の決議においては、「取締役の報酬総額を年額金〇〇万円以内とし、その配分方法は取締役会一任とする」などとされています。

したがって、役員報酬の額を変更する場合には、定時株主総会で報酬総額の限度変更をしておき、取締役会で必要に応じその定められた範囲内で各役員ごとの額の変更をする方法をとればよいでしょう。この場合、決議事項は議事録を作成し記録しておきます。

なお、役員報酬を過去に遡って増額する場合において、その増額が定時株主総会において行われ、かつ、その増額をした日を含む事業年度の期首までの遡及である場合には、その差額支給は、報酬として認められますが、それ以前に遡及して差額支給すること又は臨時株主総会で期首まで遡及して差額支給することとしたような場合のその差額支給額は、賞与として取り扱われますので、損金不算入となります。

